

平成 17 年度県民モニター第 1 回アンケート調査（テーマ：災害に強い森づくり）
自由意見への対応状況等について

モニターの皆さんに自由記入いただいた内容に対し、県の対応状況や考え方を示しています。

Q 長期的な視点から「災害に強い森づくり」を行うために必要なこと（前問の選択肢以外で自由記入） （ 8 8 件記載 ）			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	山や森林の所有者が高齢化し、管理できなくなっているため、森林整備を行う人材や企業、ボランティアの育成が必要	1 6	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県下の森林は、社会経済情勢の変化等により、十分な手入れがされず荒廃が進みつつあります。特に、平成 16 年の台風による甚大な被害で、森林を整備することの重要性・必要性が改めて強く認識されました。こうした森林の保全・再生は、これまでのような森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたい状況となっているため、社会全体で支え県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」を導入することとしました。</p> <p>森林の整備作業は、危険を伴い技術を要するため、専門の技術者を養成することとしています。労働者の育成は、林業労働力確保基本計画に基づき、新卒・U ターン者・他産業離職者等の参入促進や安全作業等技術取得等に取り組み、若い労働者の確保に努めています。</p> <p>また、都市住民や学生等を対象に森への理解を深め、保全活動を実践する森林ボランティアの講座の開設や団体育成にも努めています。今後も、楽しみながら森林保全に携わる森林ボランティア活動の輪が広がるよう取り組みを進めます。</p>
2	長期的な計画のもと、間伐、混交、植林等の手入れが必要	1 4	<p>今後の検討課題</p> <p>森林の育成には、長期間を要し、一度その機能が損なわれると回復が困難であることから、超長期的な観点からの森林整備が必要であると考えています。</p> <p>現在では、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、間伐の 100% 実施や里山林の再生等森林機能の回復に取り組んでいますが、森林の 4 割を占める人工林については、伐採・造林・保育・伐採の生産サイクルを円滑に循環させることで、森の手入れを行き届かせ、機能を最大限に発揮できるものと考えており、長期的、計画的な取り組みが必要と考えています。</p>

3	森林整備は、私有地であっても積極的に行政が関与すべきであり、管理する人が住みやすいよう支援することが必要	10	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県下の森林の9割弱は私有林であるが、森林の有する公益的機能の受益は、広く県民生活に及ぶため、森林を県民共通の財産と認識し、私有林にも公的関与を充実し間伐の実施や里山林の再生等「新ひょうごの森づくり」に取り組んでいます。</p> <p>また、中山間地域における森林整備を支援するため、森林所有者に対し、森林整備地域活動支援交付金を交付するなどの支援を行っています。</p>
4	間伐材の利用技術の開発や住宅への利用などを促進することが必要	9	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県産木材の利用は、伐採・造林・保育の林業生産サイクルを円滑に循環させることにより、健全な森林の育成や二酸化炭素の固定による地球温暖化防止にも寄与することから、「ひょうごの木造・木質化作戦」を展開し、個人住宅や公共施設の木造化などに取り組んでいます。また、産業としての林業の振興のため、林道や作業道の整備、機械化など生産コストの低減、担い手育成、森林組合等事業体の体質強化などに取り組んでいます。</p>
5	山を切り開いての宅地化など、現在の開発を見直すことが必要	6	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>森林の開発については、無秩序、無計画とならないよう森林法等により規制が加えられています。</p> <p>社会資本の整備等の必要性もあり、開発を全く行わないことは難しい面がありますが、開発を行う場合でも環境アセスメントの運用や環境に負担の少ない工法の工夫などが必要であると考えています。</p> <p>開発を規制することは森林の保全にとって重要なことですが、社会経済環境の変化から整備が十分に行われず荒廃が懸念される森林が増加しているため、森林の保全・再生を早急に進めていく必要があると考えています。</p> <p>なお、一定規模以上の森林開発については、森林法や林地開発許可制度に基づき、災害防止対策や環境保全対策などを審査し、無秩序な開発の防止に努めています。</p>

6	都市部をはじめとする住民が森林を訪れ、重要性や問題点を認識できるような仕組みづくりが必要	6	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>森林の役割や重要性、整備の必要性について、都市住民をはじめ県民の皆さんに関心や理解を深めていただくことが大変重要であると認識しています。</p> <p>「新ひょうごの森づくり」の取り組みの中でも、森づくりイベントや森林ボランティア講座等を通じて普及啓発活動を展開しており、子どもたちの体験学習機会の増大にも積極的に取り組んでいます。</p> <p>さらに、県民の皆さんが身近にふれあえる里山林を整備するため、目標を設定し進めているところです。</p> <p>今秋からは、10月末の日曜日を「ひょうご森の日」として、県民こぞって森づくりに取り組んでいただくこととしているなど、さらなる理解の促進や森づくりへの気運の醸成に努めていきます。</p>
7	伐採・植林・保育のサイクルを循環させることにより、就労者の確保や森林管理を可能にし、産業としての林業が成り立つようにすることが必要	6	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>流通面から見ると、木材は、国際的商品であり、現在では、搬出コスト面、生産規模面、品質管理面で外材との競合が強いられているという厳しい局面にあります。このような中で、県では、公的支援を行い、間伐を100%実施する森林管理100%作戦に取り組むとともに、外材に対抗するため、林道や作業道の開設、高性能機械化等による木材搬出コストの低減、担い手の育成や事業者の体質強化等による経営基盤の強化、木造木質化作戦や県産木材の供給体制整備等による県産木材利用の促進など総合的な取り組みを進めています。</p>
8	人の手を加えず、自然の営みに任せることが必要	4	<p>その他</p> <p>県内の人工林はもとより、コナラ・クヌギ等の里山林においても、その大半は、かつては、燃料や肥料等住民生活に密着した存在であり、柴刈りなどで常に人の手が加わってきた歴史があります。ところが、生活様式の変化等により、人が山に入らなくなり利用されず放置されてきたため、藪状化や常緑広葉樹の繁茂等により表土の流出や生物の多様性が失われる問題が懸念されるなど、防災面や環境面での機能が低下し、里山林の持つ多様な公益的機能が損なわれてきました。</p> <p>このようなことから、森林を自然の遷移に委ねることは、本県のような自然条件のもとでは、森林機能の回復や再生に繋がり難しいと考えています。</p>

9	里山林を早急に整備することが必要	4	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>里山林の整備については、「新ひょうごの森づくり」等において約 13 千 ha の整備を計画し、案内板、遊歩道、ベンチ等の設置により地域住民や都市住民、緑の少年団をはじめ多くの子どもたちが気軽に森に入り、散策や体験活動ができるよう整備を進めています。</p> <p>「県民緑税」を活用した「災害に強い森づくり」でも里山防災林や野生動物育成林を整備し、地域住民や森林ボランティアの皆さんが里山に入ることができるよう整備を進めることとしています。</p> <p>18 年度からは、新たに住民参画型の里山ふれあい森づくり事業に取り組み、計画から整備、維持管理まで住民参画で進める里山林整備に着手する予定です。</p>
10	子どもの教育につながる活動が必要	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>子どもたちが、森林の役割や大切さ、整備の必要性などを実際の体験を通じて関心を持ち理解を深めることは、大変重要であると認識しています。</p> <p>このため、里山林に子どもたちが入り、森のインストラクターなど地域の指導者のもと、様々な森林学習体験を行う森林学習体験の森推進事業を実施しています。また、緑の少年団（県下 282 団約 9 千人）の新たな結成や活動支援などを実施し、森林学習体験機会の増大を図っています。</p> <p>今後も整備を行った森林を活用し緑の少年団をはじめ多くの子どもたちが森林や自然の大切さを学び実感する活動を展開したいと考えています。</p>
11	豪雨等による土砂の滑落を防ぐため急斜面の防災対策が必要	3	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>大量の降雨による山地災害対策については、崩壊地や被災森林などの危険度及び緊急度を勘案し、治山事業等により土留よう壁、水路及び治山ダムなどの防災施設を順次整備していますが、平成 16 年の一連の台風により山腹崩壊や風倒木など甚大な被害を受けたことから、施設整備(ハード)と警戒避難情報整備(ソフト)の両面から事業を進めていきます。</p> <p>さらに今後は、急傾斜地や集落周辺の森林について、防災機能を高めるため、「県民緑税」を活用し、里山防災林や緊急防災林の整備を進めていきます。</p>

12	キャンプやレクリエーションなどのイベントを開催し森づくりを行う参加者を募ることが必要	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>「新ひょうごの森づくり」の1つの柱として「県民総参加の森づくり」に取り組む中、森林の役割や重要性などに関心や理解を深めていただけるよう、森づくりイベントの開催や支援等を実施しています。また、「森林ボランティア育成1万人作戦」として、平成14～23年の10年間に1万人を育成しようと、森林ボランティアへの動機付けやボランティア団体の立ち上げ、活動支援等に取り組んでいます。16年度末で57団体約6,300人が活動していますが、これら森林ボランティアは、安価な労働力としてではなく、森の中で楽しみながら保全活動を行う森の理解者、ファンであると考え、今後さらに輪を広げたいと考えています。</p>
13	野生動物が生息できるような環境づくりが必要	3	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>変化に富む自然環境に恵まれた本県では、約370種の鳥獣類が生息しているといわれています。近年、シカ、イノシシ、サル、クマなどの野生動物が人里や耕地に出没し、農作物被害を及ぼし、住民とのあつれきが生じています。</p> <p>このため、捕獲による個体数管理や侵入防護柵の設置などの被害管理を実施していますが、依然大きな被害が生じています。</p> <p>今後は、「県民緑税」を活用した野生動物育成林整備事業により、人と野生動物との棲み分けゾーンの整備や奥地森林での広葉樹林整備等による生息環境づくりなど生息地管理を実施し、従来の方策と併せて総合的に取り組み、野生動物との共生を目指します。</p>
14	大気汚染や温暖化を意識した森づくりが必要	1	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>森林の有する災害防止や大気の浄化、二酸化炭素の吸収による温暖化防止など多様な公益的機能の高度発揮に着目した「新ひょうごの森づくり」に取り組み、人工林の間伐や里山林再生整備等を計画的に進めています。</p> <p>今後は、これに加え、「県民緑税」を活用した防災機能を高める「災害に強い森づくり」に取り組むこととしています。また、県産木材の利用促進等の林業振興施策などに総合的に取り組むことにより、公益的機能の高度発揮が期待できるものと考えます。</p>

Q 森を守る活動等に、より多くの参加を得るため効果的と思うこと（前問の選択肢以外で自由記入） （52件記載）			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	若者から高齢者までの幅広い世代や地域の異なる人々が一緒に参加できるようにするとともに、親子体験コーナーや簡単な植林作業など企画内容を工夫すること	12	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>地球環境問題への関心の高まり等とともに、都市住民をはじめとして自ら森林保全の実践活動を行う森林ボランティア活動の輪が広がっています。</p> <p>現在、県下で57団体約6,300人の会員の方が継続的な森林保全活動をされています。</p> <p>県では、森林ボランティアの入門者講座や作業の安全を指導するリーダー養成講座を開催するとともに、森林ボランティア団体立ち上げの支援や活動経費の助成を行っています。</p> <p>また、森の恵みに感謝し、森との関わりを深める契機とする「ひょうご森の祭典」（18年は6/4丹波の森公苑で開催予定）では、老若男女に森林ボランティア体験や森林観察会等への参加を呼びかけています。このほか、県民局や市町、団体等が様々な森づくりイベントを開催し、森林保全をはじめ、自然環境、地域コミュニティの再生、健康づくり、教育、生き甲斐づくりなどと連動しながら、行政・地域・企業等県民総参加での取組を目指しています。</p> <p>今後は、10月末の日曜日を「ひょうご森の日」と定め、県民こぞって各地で森づくり活動を実践するなど、さらに気運を高めるよう努力していきます。</p>
2	参加しやすいイベントなど、多様な情報を発信する広報の充実	10	<p>今後の検討課題</p> <p>イベント広報などについて、時機を得た的確で効果的な情報発信の必要性は大変重要なことと認識しています。</p> <p>行政や地域、団体等多様な主体が連携し、イベント企画や内容の充実を図り、マスコミや行政広報媒体を通じ、またITを活用するなど効果的な広報PRができるよう工夫していきたいと考えます。</p>

3	バーベキューやハイキングなどの野外活動やイベントを行える環境・山林をつくること	8	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>県民に身近な所での森林浴や自然観察、ウォーキング等、森とふれあい、森の中で様々な活動ができるよう、「里山ふれあい森づくり」事業等により、里山林整備を進めています。現在では約 80 箇所、約 9 千 ha が整備されていますが、整備目標を 3 万 ha とし、森林の癒し効果を活用した健康回復・増進などへの活用等幅広い観点から、さらに整備進度を早めていきたいと考えています。</p> <p>18 年度からは、地域コミュニティや森林ボランティア等が参加し、森づくりの計画づくりから整備・維持管理まで取り組む住民参画型の里山林整備を進めることとしています。</p> <p>また、森林を所有しない都市住民に対し、貸し森林制度により、多様な森林利用を行う市民森林推進事業を進め、毎年 5 0 区画程度 (1 区画 0.1ha 程度)の市民森林 (市民農園の森林版) の設定と活用を進めています。</p>
4	学校現場で樹木や森の大切さを教育すること	7	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>社会、理科、総合的な学習の時間等で、森林の果たす役割の大切さをはじめ、環境について学習しています。</p>
5	遊びの中で森の重要性を学べるようにすること	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>次代を担う子どもたちに対し、森林学習体験を通して、森の役割や大切さを実感させ理解させることは、大変重要であると認識しています。このため、小学校や地域を単位に森づくり活動や学習体験に取り組む「緑の少年団」の結成や活動支援を進め、ハイキングやキャンプ、奉仕活動などを通じ、森林学習体験を進めています。また、17 年度からは、地域の里山林を利用し、「里山学習体験の森」を設置し、身近にふれあい、活動できる子どもたちの森の拠点づくりを進めており、今後も、継続して計画的に取り組んでいきます。</p>
6	イベント参加者へ交通費等を支給すること	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>自治会等の団体で借上バスを運行する場合は、グリーンツーリズムバスなどバス運行経費の一部を助成する制度があり、活用いただいています。</p>
7	市町や企業などと連携してイベントを開催すること	3	<p>その他</p> <p>県・市町・住民団体・企業等地域が一体となった取り組みが最も効果的であると考えます。</p>

8	都会にいても気軽に森づくりに参加できるようにすること	3	<p>今後の検討課題</p> <p>森との関わりが実感しにくい都市住民に対し、森林の役割や保全の必要性に関心や理解を深めてもらうことが重要であると考えています。したがって都市住民の利便性に配慮した森づくりイベントの企画や都市での開催も検討していきたいと考えます。近年、木とのふれあいや木材利用促進をねらいとしたイベントは、神戸市内等都市部で開催されていますが、このような取り組みを広めていきたいと考えます。</p>
9	森林の育成や保護に関する講座や研究会などを設けること	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県では、森林ボランティアの入門者用基礎講座として、森林の現状や課題、人工林や里山林の整備等の座学や実習を開講(5日程度/年)しています。</p> <p>また、森林ボランティアを指導する人材養成のため、安全リーダー養成講座(9日程度/年)や森林体験活動の指導者を養成する森のインストラクター養成講座(5日程度/年)を開講しています。</p>

Q 県民緑税を活用した事業についての意見・提案 (2 2 5 件記載)			
番号	意見等の概要	件数	対応状況や考え方
1	県民緑税の趣旨に理解・賛同する	4 2	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>平成 16 年度の一連の風水害を踏まえ、多様な公益的機能を十分発揮することができる緑を将来の世代に引き継いでいくために、県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」を平成 18 年度から導入し、「災害に強い森づくり」や、防災・環境改善のための都市の緑化に関する事業を推進していきます。</p> <p>また、「県民緑税」の趣旨、税の仕組みや用途の概要等について、県の広報媒体の活用をはじめ、様々な機会を活用し、皆様のご理解を得ていきたいと考えますので、ご協力をお願いします。</p>
2	税収を有効活用してほしい	3 6	<p>今後の検討課題</p> <p>税収を活用する事業については、「県民緑税条例」において、森林の整備や都市の緑化に限定し、「県民緑基金」の創設により税の用途を明確にします。</p> <p>課税実施後は、「県民緑税」を活用した事業展開の状況等についても、県の広報媒体等を通じて、十分県民の皆様にお示ししたいと考えており、こうした情報提供を行うことで、県民の皆様が緑の保全・再生への認識や関心が高まるようにしていきたいと考えています。</p> <p>さらに、具体的な事業展開にあたっては、地域性や地元の要望等も踏まえ、県民の皆様が目に見え易い形で進めていきたいと考えます。</p>
3	緑の重要性・緑税の内容等について理解を深めることが必要	3 2	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>緑の公益的機能の重要性、「県民緑税」の必要性や充当事業内容については、18 年度の条例施行までの間に、ポスター、パンフレット類配布や各種広報媒体の活用による広報、県民が参加する「ひょうご森の祭典」等の森づくりイベントや森林ボランティア養成講座等研修の機会を活用し、理解を得るよう取り組んできました。昨年 12 月には、神戸国際会議場にて「森づくりフォーラム」を開催し、講演やパネルディスカッションを通じて、アピ</p>

			<p>ールしました。</p> <p>今後ともあらゆる機会を利用して普及啓発に努めていきたいと考えます。</p>
4	増税せずに、まず行革を行い、現行予算のなかで対応すべき	27	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>県では、平成11年度から平成20年度までの10年間を期間とした「行財政構造改革推進方策」に沿って、定員・給与の見直しや投資事業・事務事業の見直しなどの行財政改革を進めてきたところであり、平成15年度には推進方策を見直し、平成16年度から5年間を後期5か年として、一層の行財政構造改革に取り組んでいるところです。</p> <p>このように厳しい財政状況の中、引き続き行財政構造改革を推進することはもちろんですが、平成16年の一連の台風による甚大な被害により、森林をはじめとする緑の整備に早急に着手しなければならないことが改めて認識されたことから、多様な公益的機能を十分発揮することができる緑を将来の世代に引き継いでいくために、県民共通の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」を創設しました。</p> <p>県民の皆様になら新たな負担を求めるにあたっては、行財政構造改革の取り組みを着実に進めることは当然であり、「県民緑税」を活用した事業の進捗状況や成果についても十分県民の皆様にお示しし、新たに「県民緑税」を負担していただくことに、ご理解をいただきたいと考えます。</p>
5	税収の用途やその成果・効果などがよく分かるように広報すべき	26	<p>今後の検討課題</p> <p>「県民緑税」を活用した事業の展開にあたっては、地域性、地元の要望を踏まえ、市町等とも協議しながら具体的な計画を進めており、取り組みの中で、県民の参加による森のイベント開催など、より多くの人たちに関わっていただけるような企画も考えていきたいと考えます。整備にあたり、整備箇所への看板設置等による表示や県ホームページ、パンフレット等を活用した整備内容等の広報に努めるとともに、実施効果の検証についても明らかにしていきたいと考えます。</p>

6	植樹や広葉樹の混交などによる里山・森林整備	18	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>平成16年の風倒木等台風被害地の復旧については、平成18年度までの3年間で、風倒木の除去・林外への搬出、跡地の植林、除去木のチップ等への利活用など緊急対策として取り組んでいます。二次災害のおそれがあるなど緊急を要する箇所の整備は完了し、そのほかの被災地について、引き続き被害箇所の復旧に取り組んでいるところです。</p> <p>このような中で、来年度から「県民緑税」を活用した「災害に強い森づくり」に取り組むこととしています。具体的な事業として、</p> <p>間伐対象人工林において、間伐木を利用して土留工を設置し、土砂流出防止を目的とする緊急防災林、45年生以上のスギ・ヒノキ人工林を部分伐採し、広葉樹等を植栽するなどの針葉樹林と広葉樹林との混交林、集落裏山の防災機能を高める里山防災林などの整備を進めていくこととしています。</p>
7	山や森林の所有者に対する制度の確立、支援	9	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>森林は多様な公益的機能を有しており、その恩恵は地域を問わず、すべての県民生活全般に関連していると言えます。このような豊かで多様な自然環境を保全していくには、都市住民や森林を所有する地域住民、企業、行政などの各主体が役割分担と応分の負担のもとに参画と協働を推進し取り組んで行かねばならないと考えます。例えば森林所有者が森林の伐採を行った場合、伐採跡地については、森林所有者が植栽を行うよう指導しているところですが、植栽されず放置される場合には、県や市町が関わり、森林所有者に対する植栽・造林の指導、補助金制度や森林組合等代行者の情報提供等を行い、伐採跡地の適切な森林管理に向けた指導に努めています。</p>
8	法人の負担率を引き上げるなど、税の負担割合を見直すべきである	9	<p>その他</p> <p>森林や都市地域の緑は県民生活の全般にかかわる様々な公益的機能を同時に発揮しています。こうした緑の公益的機能の恩恵はすべての県民の皆様に及ぶことから、荒廃する森林や都市の緑を保全・再生するための経費にかかる財源は、地域社会を構成する県民の皆様に広く均しく負担いただくことが適切であり、その方法として県民税均等割の超過課税による「県民緑税」を創設しました。</p> <p>緑の保全・再生には多額の経費が必要となりますが、広く県民の皆様に負担をお願いします。</p>

			<p>るものであり、過度な負担とならない水準として税率を設定したところです。（なお、一定の所得基準を下回る等により県民税均等割が課税されない方は納税義務者となりません。）</p> <p>また、県民生活の全般にかかわる多様な公益的機能を有する緑は、地域社会を支える基礎的なインフラとしての側面を持っており、地域社会の構成員である法人の皆様にも、失われた緑の回復という対応を超えて、緑の保全・再生のより一層の促進という観点から、個人と同様にご負担をお願いしたいと考えます。</p>
9	都市部の公園や公有地の緑化、県民による自宅等の緑化	10	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>都市緑化では、地域の実情を踏まえて市町が作成する緑化計画に基づき、県民運動として実施される樹木による緑化活動に対して助成します。</p>
10	伐採木の有効活用	4	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>「県民緑税」を活用した事業の実施にあたり、伐採した樹木については、緊急防災林整備では、伐採した間伐木を土留工の材料として活用することとし、里山防災林整備では、伐採した広葉樹材を簡易な柵工の材料等に活用していくこととしています。また、混交林整備では、伐採した45年生以上のスギ・ヒノキは、木材市場に出荷され、柱や板などの建築用材として取り引きされるなど伐採木の資源の活用に努めていきます。</p>
11	都市部におけるヒートアイランド現象緩和などのための緑化	4	<p>新規施策・事業で対応</p> <p>ヒートアイランド現象の緩和などのために、屋上緑化や駐車場の芝生化などについても助成します。</p>
12	森林・環境破壊を規制すべきであるとともに、その原因者が復元のための費用を負担すべき。	3	<p>その他</p> <p>開発行為については、森林法や都市計画法などの様々な法令により規制が加えられています。</p> <p>開発の抑制は緑の保全にとって重要なことですが、緑の荒廃は開発だけが原因ではありません。森林については、林業の衰退や薪炭材の採取など私たちの生活に山との関わりが薄れてきたことなどの社会経済環境の変化により、整備が十分に行われず荒廃が進んでいることが大きな原因であると考えます。</p> <p>なお、兵庫県では、既に、一定規模以上の森林開発については、開発者から面積に応じた協力金をいただき、それを財源に緑の復元</p>

			<p>に努めています。</p> <p>また、農地での森林造成については、農地法等に基づく農地転用等の所定の手続きがなされておれば、森林整備等の補助等支援が可能となります。</p>
13	携わる人材の雇用について	3	<p>既存施策・事業で対応</p> <p>森林整備作業は、技術や体力を要する、急峻な山間の作業であり危険を伴うため、専門的な技術取得と経験が必要です。森林整備の担い手である森林組合作業班などの林業労働者は平成16年度末で約1,300人ですが、高齢化による退職者等年々減少している状況です。このため、県では、林業労働力確保基本計画に基づき、新卒・Uターン者・他産業離職者等の参入促進や研修実施による技能・技術の向上、労働安全衛生の確保等に取り組んでいます。</p>
14	遊歩道の整備を促進する	2	<p>既存及び新規施策・事業で対応</p> <p>かつて生活に密着していた里山林は、生活様式の変化等から手入れや利用が行われなくなり、ブッシュ化や常緑広葉樹の進出などにより、人が森の中へ入れない状況になってきました。</p> <p>県では、このような里山林を荒廃から再生させようと、里山林の整備を続けてきており、多くの県民の皆さんが里山に入れるよう、森林整備や遊歩道、東屋やベンチ等を整備してきました。</p> <p>今後も森林整備や遊歩道などの里山林整備を継続するとともに、「県民緑税」の活用事業である、里山防災林、混交林整備でも、遊歩道の整備を進めていきたいと考えています。</p>